

市町村工事検査に関する相談窓口運営要領

(目的)

第1条 市町村の工事検査に対する支援及び工事目的物の品質確保を目的に「市町村工事検査に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）」を設置する。

(受付対象)

第2条 工事検査に関する相談を受付ける対象は、山形県内の市町村で工事検査を担当している職員（以下「相談者」という。）とする。

(対象工事)

第3条 工事検査に関する相談対象の工事は、土木、農村整備、森林土木、建築及び電気・機械設備とする。

(相談方法)

第4条 相談方法は、電話、ファックス又は電子メールによるものとする。必要に応じ面談による相談にも対応する。

なお、相談者は、相談内容を別紙の参考様式「市町村工事検査に関する相談依頼票（以下「依頼票」という。）」を利用（電話の場合は除く。）して、相談窓口に提出する。

(回答)

第5条 第4条による相談に対しては、原則、依頼票（電話の場合は除く。）により相談者に回答する。

なお、電話による相談に対しては、必要に応じて依頼票に記録する。

(相談窓口)

第6条 相談窓口は、会計局工事検査課に置く。

(補足)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、工事検査課長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和2年3月6日から施行する。